「令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方

4 実施体制に関すること(2件)

	意見の概要	市の考え方	修正
1	食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能 とするポジティブリスト制度が適切に運用されるよう、事業者への指導	食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度の詳細につい ては、今後、国から示されていく予定であり、その動向に注視し、適切	_
	を行うことを要望致します。	な対応を行います。	
	保健所や市の消費者センターに寄せられる食品関係の情報を重視し	消費者行政部門との連携については、本計画のとおり、食に関する庁	
	て共有化するなど、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていた	内関係機関で構成する「食の安全連絡協議会」において、連携の強化を	
2	だくよう引き続き要望いたします。	図っています。	
-		なお、消費生活センターに寄せられる食の安全に関する情報につい	_
		ては、その都度、保健所が情報提供を受け対応しています。	

7 食品等の試験検査に関すること(2件)

	意見の概要	市の考え方	修正
	食品等試験検査計画において、 <u>県内産農水産物、乳児用食品、学校</u>	放射性物質検査に供する食品については、乳幼児が多く摂取する食	
	<u>給食等に関する品目において</u> 放射性物質検査を継続されることは <u>意味</u>	品を積極的に選定することとしています。令和2年も前年度と同様に、	
	<u>があることと</u> 評価しております。 <u>子どもの食や健康を心配する消費者</u>	150検体の検査を実施し、検査結果を市ホームページで公表する予	
3	<u>にとっては、安心感につながります</u>	定です。	
	今後も、食の安全を守る上で必要な検査の継続と結果の迅速な公表		_
	を要望すると共に、検体数や検査方法等が変更される場合には、消費者		
	への報告と説明をお願いします。		

	意見の概要	市の考え方	修正
	千葉市食品衛生監視指導計画(案) には記載されておりませんが、	保健事項を所管している庁内関係機関において、他自治体の状況も考	
	2020年4月から食品栄養成分表示の猶予期間が過ぎます。行政機関と	<u>慮し、今後検討していく予定です。</u>	
	して次のことにつきましてどのように対応するのかお尋ねします。		
	2020 年以降、千葉市としては食品栄養成分表示の違反につきまして		
4	<u>どのような対応をとるのか?</u>		_
	栄養成分表示の値につきましてどのような方法で確認するのか?		
	市内に流通している製品をどのような方法で収集し、また値の検証		
	についてはどのような機関で対応するのか?		

8 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進に関すること(1件)

	意見の概要	市の考え方	修正
	改正食品衛生法で定められる、すべての食品等事業者(食品の製造・	市内のHACCPに沿った衛生管理が必要な食品等事業者(食品の製	
	加工、調理、販売等)に対しHACCPに沿った衛生管理手法導入を進	造、加工、調理、販売等)に対しては、郵送等で個別に制度の周知を行	
	めていく上で、事業者が困惑せず実施できるよう丁寧な説明と支援を	<u>っているところです。</u>	
	お願いいたします。	また、原則すべての食品等事業者が衛生管理計画を作成する必要があ	
	特に小規模事業者に対しては、改正食品衛生法の施行(本年6月	ることから、令和元年度は、小規模事業者が円滑に作成できるようセミ	
	1日)時に「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」導入について周知	ナーを開催したところです。	
5	されていることが重要です。広報活動や講習会の開催等、スムーズに導	令和2年度についても、引き続き講習会等を通じて小規模事業者が円	
	<u>入されるように十分な支援をお願いします。</u>	滑に導入できるよう助言等を行っていく予定です。	
	また「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での		
	食中毒予防にも役立つものと思います。ぜひ、消費者教育、学習の一環		
	として、消費者へ紹介する機会を設けてください。本制度の浸透にもつ		
	ながると思います。		

9 食中毒防止対策(1件)

	意見の概要	市の考え方	修正
	食中毒の発生件数が減らないカンピロバクターによる食中毒を防ぐ	(4)大規模食鳥処理場及び(6)食肉取扱施設を重点的に監視する	
	ために、食品事業者、消費者へ、生食または加熱不十分な状況で食する	施設とし、食鳥肉等の取扱状況の確認、十分な加熱等の指導を監視項目	
	リスクについて、継続的に普及啓発を図るよう要望します。	として実施します。 <u>また、広域連携協議会について引き続き参加を行</u>	
	鶏肉の取り扱い及び提供状況を監視の重点項目として掲げられたこ	い、広域的な食中毒事件に対する情報の提供や収集に努めるとともに、	
	とは、食中毒防止対策への意義が大きいと賛同します。 併せて、感染に	市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業者に対する注意喚起等を	
6	よる広域での発生、重症化するO157、ノロウイルスについても、食	速やかに行います。	
	品事業者や消費者に対する食中毒発生時の注意喚起、その対処方法等		
	の広報・啓発の強化をお願いします。特に、広域連携協議会や食中毒調		
	査支援システム (NEFSD) で得た発生情報については、市民に対し		
	迅速な発信、注意喚起を求めます。		

10 食中毒等健康危害発生時の対応に関すること(1件)

	意見の概要	市の考え方	修正
	引き続き消費者に対し、いわゆる「健康食品」の利用にあたっての	健康食品による健康被害等の情報収集・届出については、今後、	
	正しい知識や利用上の注意点等について、啓発や情報提供の充実強化	国から情報収集体制等が示される予定であり、引き続き注視してい	
	をお願いします。	<u>く予定です。</u>	
_	消費者が、いわゆる「健康食品」やサプリメントをインターネット販	また、食品等事業者に義務付けられている健康危害に関する報告等	
'	売や通信販売で手軽に購入し利用できる状況の中で、健康被害に関す	の周知に努めるとともに、市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業	_
	る注意喚起は必至です。改正食品衛生法に基づく事業者からの健康被	者に対する注意喚起等を速やかに行うよう努めます。	
	害情報の届出制度を十分に活用し、速やかに情報発信できる体制整備		
	をお願いします。		

11 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること(2件)

	意見の概要	市の考え方	修正
	令和2(2020)年に食品表示法が完全施行(原料原産地表示は	食品表示法の完全施行に向けて、庁内関係機関及び民間団体と連	
8	2022年) するにあたり、特に小規模事業者に対し、新表示制度へ変	携し、市ホームページや食品衛生講習会等を通じた適正表示の徹底	
	更になる旨の注意喚起が必要だと考えます。事業者が新表示制度につ	を図ります。	_
	いて確認する機会を再度設ける等、監視指導に合わせ事前の方策を検	また、消費者に対しても市ホームページや講演会・意見交換会な	
	<u> 討しても良いのではないでしょうか。</u>	ど様々な機会を捉えて情報提供等を実施します。	
	食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、事業者はもと	パブリックコメントを多く寄せていただくには一人でも多くの	
	より市民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのために、	方に計画案を知ってもらうことが重要です。そのためには計画案を	
	日頃から監視指導計画の進捗状況や監視状況について情報提供い	説明する場である講演会・意見交換会に多くの方に参加していただ	
	ただきたいと考えます。また、消費者、消費者団体との双方向のリ	けるよう講演会後のアンケートの実施や、広く関係団体への協力を	
9	スクコミュニケーション、意見交換の機会を増やしていくことも重	求めるなど、開催方法を今後も工夫して実施します。	_
9	要と考えます。最近では、鳥インフルエンザ、CSF(豚コレラ)といっ	また、鳥インフルエンザ等の感染症等に関する情報についても、	
	た食用動物の感染症等を心配する声も聴かれます。食の安全に関す	厚生労働省等からの通知を受け、必要に応じてホームページ上で今	
	る新たな問題についても、速やかに消費者に情報提供いただける	後も情報提供していきます。	
	と、市民の安心感も高まると思います。		